

## 新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客様への災害死亡保険金のお支払いについて

この度の新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、罹患された方々に、心からお見舞い申し上げます。

日本生命保険相互会社（社長：清水博）は、新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客様への災害死亡保険金のお支払いにつきまして、個別保険と同様<sup>※1</sup>に財形保険においても、5月8日（月）以降に新型コロナウイルス感染症を直接の原因として死亡された場合、お支払対象外として取扱います。

※1 新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客様への入院給付金のお支払い等について

<https://www.nissay.co.jp/news/2023/pdf/20230413.pdf>

### <災害死亡保険金のお支払いの取扱い>

	死亡日	
	2023年5月7日以前	2023年5月8日以降
災害死亡保険金 【対象商品】 勤労者財産形成貯蓄積立保険、財形住宅貯蓄積立保険、勤労者財産形成基金保険、勤労者財産形成給付金保険、財形年金積立保険	お支払対象	<u>お支払対象外</u>

### <見直しの背景等>

2023年1月27日付け新型コロナウイルス対策本部決定により、政府では、新型コロナウイルス感染症について、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、同年5月8日から感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、「5類感染症」に位置付けることとなっています。

当該位置付けの変更に伴い、「5類感染症」に分類されている感染症の性質を踏まえると、新型コロナウイルス感染症は災害保障の概念に適さなくなるものと考えられます。このため、上記のとおり、災害死亡保険金の特別取扱いを見直すこととしました。

上記特別取扱いの背景は、過去のプレスリリース<sup>※2</sup>をご参照ください。

※2 「新型コロナウイルス感染症」に罹患された企業保険等の災害死亡保険金等の特別取扱いについて

<https://www.nissay.co.jp/hojin/shohin/fukuri/zaikai/topics/pdf/20200529.pdf>

なお、今般の特別取扱いの見直しは、政府による新型コロナウイルス感染症の「5類感染症」移行時期等の最終確認をもって実施します。